

【基本的な視点】 気づきあい

【活動目標 1】 包括的な相談支援体制づくり

【活動項目①】 身近で相談しやすい体制の構築

＜現状と課題の整理＞

学区・地区社協、自治振興会、町内会・自治会等の地域組織では、交流会などの事業を通じて把握した困りごとを抱える方を専門職へつなぐなど、「地域で気軽に相談できる環境づくり」を図りました。一方、地域住民からは、困ったときにどこに相談したらよいか分からぬといった声があり、相談先が十分周知されていないという課題があります。福祉ニーズに関する調査(鶴岡市2024年実施)。以下「福祉ニーズ調査」では、困りごとが生じた場合の相談について、「情報があれば相談できる」が42.9%、「情報があってもなかなか相談できない」が14.1%であり、身近に相談できる場所の設置及び周知が求められています。

＜活動の方向性＞

地域組織等が住民の方々の困りごとを把握し、相談支援機関へつなぐ地域からの通報システムを確立します。福祉の総合相談窓口のあり方を検討し、住民の方々がまずどこへ相談したらよいか身近な相談窓口を周知徹底し、早期に困りごとへ対応する体制を構築します。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・サロン・交流会等の地域活動で気付いた、困りごとを抱えている方を把握する。
- ・身近な相談窓口の情報を把握し団体、施設内で共有する。
- ・困りごとを抱えている方を把握した際に相談支援機関と情報共有する。
- ・市民が集う場や事業実施時に福祉相談コーナーを設置する。

◆市社会福祉協議会で取り組むこと

- ・福祉の総合相談窓口の機能を関係機関と協働により整理する。
- ・福祉センターや各相談支援の身近な相談窓口を市民へ周知徹底する。
- ・圏域ごとの相談支援担当者(地域福祉ワーカー)を配置し、市民が相談しやすい体制をつくる。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 気づきあい

【活動目標 1】 包括的な相談支援体制づくり

【活動項目②】 地域組織・関係機関とのネットワークの構築

＜現状と課題の整理＞

学区地区社会福祉協議会やコミュニティ振興会・自治振興会等と、地域ケア推進担当(地域包括支援センター、市健康課保健師、社協地区担当職員)が連携し、地域の困りごとや取組を話し合う地域ケアネットワーク会議等を推進し、また、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を社協が担い、鶴岡市における包括的な支援体制の構築を進め、「地域共生社会の実現を目指した基盤づくり」を図りました。地域福祉ワーカーの相談対応(令和6年度2,138回)のうち、関係機関・組織からの相談は783回と約37%を占め、単独の支援機関では対応が困難なケースが増加しているため、地域住民、地域組織、団体、関係機関等とのネットワーク構築が求められています。

＜活動の方向性＞

課題が複雑化・複合化したケースには多機関の協働による対応が必要です。高齢、障害、生活困窮、子育て各分野の相談支援機関との連携を強化するため、分野を問わずケースを協議する場を検討します。さらに、住民主体の課題解決の取組に向け、住民や関係組織・団体と連携し、個別支援と地域づくりの連動を意識しネットワーク構築に取り組みます。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・地域の見守りなど福祉活動をテーマとした、関係者、団体との話し合いを行う。
- ・福祉施設の専門性を活かし地域組織等と連携した地域の困りごとに対する支援を行う。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・自治組織など地域関係者とのネットワーク会議等による困っている方などの情報共有。
- ・相談支援機関との定期的なケース共有の場を設置し連携体制を強化する。
- ・困っている人への対応について、社会福祉法人や企業との協働により取り組む。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 気づきあい

【活動目標 2】 孤独・孤立をふせぐ体制づくり

【活動項目③】 複雑化・複合化した問題を抱える人への支援

＜現状と課題の整理＞

地区担当職員である各福祉センター職員を、令和3年度から相談支援と地域支援を一体的に行う「地域福祉ワーカー」として位置づけ、「制度の狭間にいる人への支援の強化」を図りました。地域福祉ワーカーの個別ケースの相談対応は、令和4年度1,389回、令和5年度2,103回、令和6年度2,138回と年々増加しており、さらに、相談内容は複雑化・複合化しています。福祉ニーズ調査では、地域の課題として「地域で孤立している人が増えている」について、「あてはある」との回答が33.8%となっており、社会的孤立により誰にも相談できずにいる方などへの対応が引き続き求められています。

＜活動の方向性＞

福祉センターごとにコミュニティソーシャルワークを実践する「地域福祉ワーカー」を配置し、制度の狭間にある課題を抱える方、相談に行く力がなく地域で孤立している方などの把握、訪問や同行支援、社会参加機会へのつなぎなど、地域組織、関係機関と協働し支援を行います。また、地域福祉ワーカーの相談支援・地域支援の業務の充実に向け業務整理を図ります。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・隣近所の方や友人を誘い合い、地域行事、福祉活動等へ参加する。
- ・隣組単位等小地域における見守り、支え合いの意識を持つ。
- ・新聞店や商店などの事業所との地域課題に関する情報共有を図る。
- ・救急安心カードの更新等により困りごとを抱える方等について把握する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・コミュニティソーシャルワークの実践を担う地域福祉ワーカーの研修によるスキル向上を図る。
- ・制度の狭間にいる方や社会的孤立にある方の相談支援を関係機関と連携して実践する。
- ・相談支援により把握した困っている方を地域組織と共有し課題解決につなげる。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 気づきあい

【活動目標 2】 孤独・孤立をふせぐ体制づくり

【活動項目④】 地域に出向いての相談支援の実践

＜現状と課題の整理＞

相談支援を必要とする方の情報共有や対応のため、地域に出向き、また、民協定例会や地域住民が集う座談会等でチラシを配布し地域福祉ワーカーの周知を行うなど、「地域と共に考える相談支援の基盤づくり」を図りました。訪問・同行による支援は、令和6年度604回と相談対応(2,138回)の28%は地域に出向き対応していますが、困っている人の把握には、さらに地域に出向くなど地域住民の方々と連携を深める必要があります。福祉座談会では「支援が必要な人は相談の場に出てこない」との課題、また、策定委員会では「SOSを出せない人もいるのでアウトリーチして出向いていくという形が必要」との意見もあり、アウトリーチを基本とした支援が求められています。

＜活動の方向性＞

各地域の特性に応じた柔軟なアウトリーチを心掛け、地域住民が見守り活動に参加しやすい環境を整備し、地域福祉推進組織が、住民の方々の困りごとを把握、相談支援機関へつなぐ体制を図ります。また、地域で開催される会議などの場に参加し、地域住民とコミュニケーションをとるとともに、チラシ等で役割を周知するなど、積極的に地域に出向きニーズの把握に努めます。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・地域座談会など地域での取組を通じ、困っている人を把握する。
- ・福祉サービスの提供等により困っている人を把握したときは、相談支援機関につなげる。
- ・地域で把握した困っている人について、相談支援機関と共有する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・積極的に地域へ出向き、地域で把握した困っている人に対し相談支援を行う。
- ・民協定例会や地域組織の各種会議等で困っている人の把握及び情報共有に努める。
- ・自宅への訪問のほか、関係機関への同行訪問を行い、課題解決に向け支援する。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 つながりあい

【活動目標③】 つどい交流しあう地域づくり

【活動項目⑤】 居場所・拠点づくりの推進

<現状と課題の整理>

コミュニティセンターや公民館などを会場に、気軽に交流し、地域のことを話し合う場が住民主体により設定されており、市社協では地域が取り組むサロン活動へ助成金(令和6年度：鶴岡90件、藤島20件、羽黒5件、櫛引6件、朝日14件)を交付し、「小地域でのつどいの場、居場所づくり」を進めました。しかし、コロナ禍で休止したサロンの再開が困難、参加者が固定化し見守り機能が低下している課題があります。福祉ニーズ調査では、機会があれば参加したいことについては、「趣味の会やスポーツクラブ」、「ボランティアやNPO」、「サロンや居場所」の回答が高い比率を示し、地域での見守りや社会参加、介護予防などを目的とした誰でもつどえる場を設ける取組が求められています。

<活動の方向性>

地域で暮らす誰もが交流し活動する際の居場所となる場の開発・開拓に取り組み、地域福祉の拠点づくりを推進します。また、地域のサロン事業や介護予防事業などを周知し、地域のお互いさまによる見守り機能の活性化、孤立防止、健康維持等を目指します。

◆**地域で取り組むこと (市民、団体、施設、ボランティア、企業など)**

- ・多世代が気軽につどい、つながり、見守り合う場(百歳体操、サロン等)を設ける。
- ・つどいの場や地域行事へ参加し、声を掛け合える関係をつくる。

◆**社会福祉協議会で取り組むこと**

- ・閉じこもり、ひきこもり等孤立予防のための居場所づくりを進める。
- ・住民主体で取り組むつどいの場の運営アドバイスなどの支援をする。
- ・介護予防、健康維持を目的とした交流の場へ立ち上げなどの支援をする。

◆**目標とする指標**

【基本的な視点】 つながりあい

【活動目標③】 つどい交流しあう地域づくり

【活動項目⑥】 多世代で地域を考える機会づくり

＜現状と課題の整理＞

住民主体の取り組みとして、共同募金街頭募金や地域の福祉まつり、除雪ボランティア等で小中高生の参加機会を促し、社協ではインターフィップや社会福祉士実習の受入を行い、「子ども・若者の社会参加と活躍の場づくり」を図りました。福祉ニーズ調査では、地域の課題として、「町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している」との回答が62.7%となっており、また、福祉座談会では、「子ども・お年寄り合同でお茶のみなど出来れば」との意見もあり、多世代が参加する地域活動の取組や交流機会の創出が求められています。

＜活動の方向性＞

地域の活性化には子どもや若い世代の参加が必要であり、高齢者や子ども、保護者の世代間の交流を促し、生きがいづくりや世代を超えた支え合いの機会をつくります。また、若い世代が地域の課題や未来を考え主体的に地域に関わる機会をつくり、地域へ定着する郷土愛の醸成を図ります。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・多世代で支え合う地域づくりのため、多世代が交流する機会をつくる。
- ・地域行事の企画や実施に、子どもや若い世代が積極的に参加する。
- ・将来の地域の担い手確保のため若い世代を自治組織等の役員に加える。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域課題について地域内多世代で共有し、その対応を考える機会づくりや取組を支援する。
- ・若い世代が地域の未来を考え定着し活躍する意識の醸成を図る研修機会をつくる。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 つながりあい

【活動目標 4】 だれもが参加し協働する地域づくり

【活動項目⑦】 参加支援の場づくり

＜現状と課題の整理＞

地域では一人暮らし高齢者を対象とした会食配食交流事業が令和6年度に年213回行われ、また、ボランティアセンターではちょっとしたボランティア活動「ちょボラ場」を年69回実施するなど、周囲から孤立している人のボランティアや地域事業への参加など地域とのつながりを促す支援に努め、「孤立しない、させない参加支援の促進」を図りました。一方、コミュニケーションが苦手などの若い方や障がいの方々の参加の場が少ないという課題があり、福祉ニーズ調査では、孤独であると感じることがあるかとの問い合わせに、7人に1人が孤独感を感じていることを踏まえ、地域の方々が社会参加できる場の開拓やプログラムの開発、普及が求められています。

＜活動の方向性＞

ひきこもり状態にある方やコミュニケーションが苦手で地域社会から孤立している方について、社会とのつながりをつくるため、地域組織をはじめ、社会福祉法人、企業、公共施設等の社会資源と連携し、地域事業やボランティア、施設内での作業、就労体験等のプログラムを活用した参加支援に取り組みます。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・地域で孤立している人の把握や社会参加促進のための対応について話し合う。
- ・就労支援が必要な人への就労体験等の機会を提供する。
- ・ひきこもり状態にある人などへボランティア活動や軽作業等の機会を提供する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域で孤立している人が定期的に利用できる社会参加の場づくりを進める。
- ・困っている人の就労や自立に向けた受け入れ先の開拓を行う。
- ・社会福祉法人やNPO法人等と連携した参加支援の取組を進めるため話し合いの機会をつくる。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 つながりあい

【活動目標 4】 だれもが参加し協働する地域づくり

【活動項目⑧】 社会福祉法人連携事業の推進

＜現状と課題の整理＞

鶴岡市内の特別養護老人ホームを経営する9つの社会福祉法人による「つるおか社会福祉法人公益的取組連絡会」により合同フードドライブに取り組み、令和6年度は集まった950個の食品を41世帯の生活困窮者へ提供することにより、「社会福祉法人・企業・NPO法人等の地域貢献活動」を推進しました。継続的に合同フードドライブ事業による食糧支援や、作業等の体験メニューの提供による参加支援、被災地への災害ボランティア支援に取り組んでいますが、新たな課題の把握やその課題に対応するための事業や活動メニューの検討が求められています。

＜活動の方向性＞

生活困窮等の地域生活課題に対する社会福祉法人連携による取組として、相談支援、参加支援の検討、実施を継続するとともに、社会福祉法人が地域自治組織、ボランティア、NPO法人、企業等の多様な主体と連携し地域福祉課題に対応する体制を作ります。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・法人内の相談支援、介護保険サービス等から地域生活課題を把握する。
- ・地域福祉課題解決に向け、地域組織や様々な団体との連携について模索する。
- ・地域福祉課題に対する公益的取組について法人内で検討し実施する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・つるおか社会福祉法人公益的取組連絡会及び研修会を実施する。
- ・ホームページ等を活用し社会福祉法人や企業等の地域貢献活動を周知する。
- ・社会福祉法人連携事業に向け社会福祉法人等へ地域課題・ニーズを情報提供する。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 支えあい

【活動目標 5】 権利擁護の体制強化

【活動項目⑨】 権利擁護の普及啓発

＜現状と課題の整理＞

令和5年度から鶴岡市成年後見センターの業務を開始し、成年後見制度の広報活動や利用促進に取り組み、日常生活自立支援事業では日常の金銭管理により生活の安定を支援し、判断能力が低下した利用者には必要に応じ後見制度へつなぐなど、「権利擁護の普及啓発」を図りました。福祉ニーズ調査では、成年後見人・保佐人として頼れる人について、「いない」は15.7%、「そのことで人に頼らない」が12.6%と備えが十分とはいはず、地域でのさらなる仕組みや担い手確保が必要です。また、判断能力が不十分な人に対する権利擁護の普及啓発が求められています。

＜活動の方向性＞

日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用者が増加しているため、市民後見人の養成・支援を通じ担い手確保に取り組みます。差別や偏見により弱い立場の方が生きづらさを感じることがないよう、権利擁護のための基礎知識、各種制度や取組についての周知啓発を通じ、個人の権利を大切にする意識の醸成を図ります。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・判断能力が不十分で支援が必要と思われる方を関係機関へつなぐ。
- ・市や社協等が実施する権利擁護に関する研修会に参加し、理解を深める。
- ・弱い立場の方へ差別・偏見により不利益を与えないよう、心がけ行動に生かす。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・日常生活自立支援事業及び成年後見制度について周知を図るとともに、山形県権利擁護人材育成事業を活用し、担い手を養成する。
- ・弱い立場の方への差別・偏見のないまちづくりを目指した普及啓発を行う。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 支えあい

【活動目標 5】 権利擁護の体制強化

【活動項目⑩】 身寄りのない人への支援

＜現状と課題の整理＞

「権利擁護の普及啓発」において、身元保証等の支援の仕組みについて、関係機関への聴き取りや先進社協へのアンケート調査により、住まいの安定に不安のある障がい者等への支援を検討しました。福祉ニーズ調査では、福祉施策について、「身寄りがない人の身元保証や死後の対応」では7割の方が重要と回答しています。国では身寄りのない方への支援策として従来の日常生活自立支援事業を拡充して、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務支援等を行う新たな事業を検討しています。

＜活動の方向性＞

住まいの安定に不安のある方に対する支援策として、社協が賃貸住宅の緊急連絡先になる等により契約の安定につなげます。また、身寄りがない高齢者等の意思決定等の支援として、国が検討している「新・日常生活自立支援事業」の情報収集を図るとともに、担い手確保や仕組みづくりについて、社会福祉法人や関係機関等と連携を目指します。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・身寄りがなく支援が必要である方を関係機関へつなぐ。
- ・福祉サービス、福祉施設利用者等で身寄りがない等、将来が不安な相談者に対して必要な場合に制度を情報提供する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・住まいの安定に不安のある方に対し、緊急連絡先や定期的な見守り、転居に向けた資金確保の支援を行う「住まい安心事業」を実施する。
- ・終身サポート事業について情報を収集するとともに、対応について検討する。
- ・身寄りのない方への支援について社会福祉法人や関係機関等との協働を検討する。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 支えあい

【活動目標 6】 福祉防災の向上と地域力の強化

【活動項目⑪】 災害ボランティアの活動支援と防災意識の啓発

＜現状と課題の整理＞

学区・地区社会福祉協議会、NPO法人と協働による災害ボランティアに関する研修会や、青年会議所、NPO法人、地域住民の協力を得て災害ボランティアセンター設置訓練を実施するなど、「災害ボランティアの育成、関係団体との連携強化」を図りました。令和6年7月の大震災では鶴岡市でも災害ボランティアセンターを開設し被災者支援を行っており、企業やNPO法人等との連携先を拡大する必要があります。福祉ニーズ調査では、ささえあい活動についてできることとして、「日常での安否確認や声掛け」、「災害時避難の手助け」が多く回答されており、災害時要支援活動と平時の見守り活動を一体化し福祉に防災の視点を取り入れた仕組みづくりが求められています。

＜活動の方向性＞

災害に関する研修会や災害ボランティアセンター設置・運営の訓練を継続して実施し、さらに、行政やNPO法人、協力団体等との連携強化、また、災害時において連携する企業やNPO法人を新規に開拓し、災害支援体制の強化を図ります。さらに、町内会・自治会等で構築されている災害時の支援体制と平時の見守り活動が一体的となる福祉防災の取組の普及・啓発を図ります。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・平時の見守りと災害時の避難、声かけ等要支援者の把握を兼ねた支援体制を構築する。
- ・災害時要支援者へ配慮した避難訓練を実施する。
- ・災害発生時の地域内での支え合いやボランティア活動に協力する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・災害時支援体制と平時の見守り活動が一体的となる福祉防災の取組を支援する。
- ・災害ボランティアセンター設置等、災害対応に関する訓練・研修を実施する。
- ・NPO法人、企業等による災害ボランティアセンターへの支援体制を強化する。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 支えあい

【活動目標 6】 福祉防災の向上と地域力の強化

【活動項目⑫】 福祉の情報提供の充実

＜現状と課題の整理＞

地域では災害時の避難支援のための防災台帳、防災マップを作成し、要支援者を把握、共有することで、声かけや情報提供などの支援体制を構築し、「地域の力をいかした防災対策」が進められています。災害時支援は地域の状況、特性により取組の必要性や内容が異なる傾向にありますが、平時の支え合い活動も含め、先駆的な取組を全市的な取組に広がるような効果的な発信を行う必要があります。福祉ニーズ調査では、住んでいる地域の課題として「災害があった場合に心配である」の回答が64.1%となっており、発災時のボランティア活動等支援の周知を迅速に行い、被災者の不安を軽減するとともに、平時からの情報弱者への対応についても取組が求められています。

＜活動の方向性＞

広報誌、ホームページ、SNSなど多様な手法を活用した地域福祉に関する情報提供により、地域福祉や福祉防災に対する意識の向上と参加を促進します。また、災害時の被災者支援に関することや福祉に関する制度、サービスの情報を発信し、必要とする人に必要な情報が届くように、地域住民の一人ひとりが自ら情報を得るような意識付けを図ります。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・日頃から地域福祉活動、イベント、福祉サービス等の情報を提供する。
- ・各種サービス、事業等を自ら選択し参加するための情報収集に努める。
- ・企業等が行う地域貢献活動等を発信する。
- ・日頃から災害時避難行動要支援者に対し、避難時の支援体制などの情報を伝える。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・先駆的活動の紹介など住民の方々が興味を示す内容の情報発信を行う。
- ・地域福祉活動について多様な手法を活用した情報発信を行い地域力の強化を図る。
- ・福祉防災の取組を情報提供し、見守り支え合い活動を促す。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 学びあい

【活動目標 7】 住民主体の福祉活動の推進

【活動項目⑬】 地域支え合いプランの推進

＜現状と課題の整理＞

小地域ごとの活動計画を示す「地域支え合いプラン」は、鶴岡地域では学区・地区単位の21エリアで、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域では、地域庁舎5エリアごとにプランを策定し、地域特有の「近隣でできる助けあい」を考え活動を進めました。一方、地域支え合いプランの策定・進行管理にあたり、地域課題の分析・把握、地域住民へのプランの周知が不十分であり、また、地域特有の支え合い活動も全市的な広がりにつながらない課題があります。福祉ニーズ調査では、住んでいる地域の課題として、「少子化や人口減少」、「役員の担い手不足」、「災害対応」の回答が多く、各地域の特性を踏まえた地域生活課題への取組が求められています。

＜活動の方向性＞

「地域支え合いプラン(計画期間2026年～2030年)」は、鶴岡地域では学区・地区社会福祉協議会等が、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域では福祉センターごとの地域福祉委員会で進行管理等を行い事業を推進します。また、地域支え合いプランの内容を地域住民へ周知することで、地域生活課題や住民主体の取組について理解と協力を促します。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・地域支え合いプランを広く地域住民へ周知し、取組への参加を呼び掛ける。
- ・地域支え合いプランについて話し合う場を設け、進捗状況や課題について共有する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域支え合いプランで示した住民主体の取組へ立ち上げなどの支援をする。
- ・地域福祉委員会を開催し地域支え合いプランの進行管理を行う。
- ・各地区・地域で策定された地域支え合いプランを住民に対しホームページなどで周知を行う。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 学びあい

【活動目標 7】 住民主体の福祉活動の推進

【活動項目⑯】 地域づくりを担う人材育成の推進

＜現状と課題の整理＞

住民主体による日常のお手伝いを行う生活支援や除雪支援の活動、近所の異変に気付いた場合に町内会長や民生委員へつなぐ福祉協力員等の見守り支援に取り組み、「困っている人を地域で支える仕組みづくり」が進められました。一方、少子高齢化の影響により、会食事業など、長年取り組まれている活動の担い手確保が課題となっています。福祉ニーズ調査では、住民同士のささえあい、たすけあいの必要性について「とても必要だと思う」、「必要だと思う」が68.8%となっており、また、ささえあい活動についてできることは、「日常での安否確認や声掛け」、「災害時避難の手助け」が多く回答されており、地域生活課題へ対応する人材育成が求められています。

＜活動の方向性＞

少子高齢化の進展により支援を必要とする方が増加する一方、担い手となる方が不足しているなか、住民主体活動の継続のため新たな人材確保に向け、幅広い年代との地域住民との話し合い、ボランティアや団体、企業等との連携、協働を図ります。また、地域福祉活動等の地域づくりに向けた具体的な活動に対し支援を行います。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・幅広い年代を対象とした地域福祉に関する担い手を発掘する研修会を実施する。
- ・地域で取組む日常生活や災害時の支え合い活動へ参加協力を呼びかける。
- ・地域行事などへ積極的に参加し地域の取組の理解に努める。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域福祉の向上を目指した住民主体の活動に関する研修会等を行う。
- ・困っている人の対応について地域と話し合いの機会をつくり課題を周知する。
- ・地域づくりを担う人材育成について、関係機関とともに研修会等を実施する。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 学びあい

【活動目標 8】 福祉のこころを育む地域づくり

【活動項目⑯】 ボランティア活動の推進

＜現状と課題の整理＞

ボランティアセンターで、ボランティア登録者や関係機関へボランティアだよりを配布し、ボランティア活動の募集や、ボランティア交流会などの取組の情報を周知し、「新たな参加を生み出す住民活動の創出」を図りました。一方、コロナ禍によりボランティア活動の場が減少している影響から、ボランティアセンターへの来談者、個人の登録者が減少している課題があります。福祉ニーズ調査では、地域活動・ボランティア活動への参加意思については、「取り組んでいきたい」という回答が5割を超えており、地域福祉活動計画策定委員会では、「ボランティアで地域づくりをすることが、地域への愛着や関わりを生み出すことになる」との意見もあり、ボランティア活動の推進が求められています。

＜活動の方向性＞

ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録、募集、相談、情報の周知によりボランティア活動を支援し、子どもや若者、企業などのボランティア活動への関心を高め参加を促します。また、地域生活課題に対応したボランティア活動を進めるため、地域福祉ワーカーとの連携により、日常の生活支援についてボランティアが対応できる仕組みを検討します。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・小・中・高校生にボランティア活動の場を提供し福祉意識を醸成する。
- ・地域でのボランティア活動に関心を持ち積極的に参加する。
- ・日常の生活支援についてボランティア活動を行う。
- ・ボランティア活動に関する情報を発信し参加を促す。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・小中高校生等の若い世代のボランティア活動を支援する。
- ・新たな地域課題等に対応する市民活動団体やNPO法人等との連携を模索する。
- ・ボランティア活動に関する情報を定期的に発信し、普及啓発を図る。
- ・ボランティア活動に関する相談対応及び必要とする方とのマッチングを支援する。

◆目標とする指標

【基本的な視点】 学びあい

【活動目標 8】 福祉のこころを育む地域づくり

【活動項目⑯】 福祉教育実践の充実

＜現状と課題の整理＞

児童・生徒の福祉のこころを育むため、小中学校と連携した福祉学習、体験学習をゲストティーチャー(障がい当事者)や、地域内の各分野で活躍されている方々からの協力により、令和6年度は福祉学習・出前講座を各地域で40回実施し、「学校と連携した福祉教育の推進」、「地域を基盤とした福祉教育の充実」を図りました。一方、小中学校など多人数を対象とした福祉学習は、福祉学習サポーターの協力により実施していますが、学校が希望する内容で定型化している課題があります。地域福祉委員会では、教えられるのではなく自ら案を出し、学び合うという場が必要との意見があり、学習内容の検討が求められています。

＜活動の方向性＞

住民や地域の関係者等と協働し、地域と小中学校が連携した「共に生きる力」を育む福祉教育を進めます。また、地域生活課題に関心を持ち、課題の把握、解決を考え、行動する学びの場を提供し、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であるという意識を醸成するための福祉教育を推進します。

◆地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・幅広い世代を対象とした福祉意識の醸成を目指した学習を実施する。
- ・小中学校での福祉意識の醸成を目指した学習の機会を設ける。
- ・地域が取り組む住民向けの学習へ積極的に参加し協力する。
- ・社会福祉法人や企業等が地域と連携して住民への学習を実施する。

◆社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域の協力者や関係機関と協働し福祉教育に取り組む。
- ・地域課題をテーマとする福祉教育を行い地域住民の参加を促す。
- ・小中学校等が取り組む福祉学習へ企画段階から話し合い協力する。

◆目標とする指標